



— 第3部 地域福祉活動計画 —

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いのコミュニティづくり

近所付き合いの希薄化や自治会等の活動への参加が十分ではない状況がみられているため、感染症拡大防止の観点も含め、地域との関わり方やコミュニティのあり方に留意しながら、市民同士が身近な地域で気軽に集える交流の場づくりを支援します。

また、多様な主体の参画による定期的な協議の場として、地域住民を主体とした協議体の設置を推進します。

①地域の連携体制の強化

取組の方向性

○地域の関係者、医療関係者、介護関係者、行政職員、社会福祉協議会職員等が共に協議できる場を設置し、地域課題の解決に向けた関係者の連携体制の強化を図ります。

主な取組

▶生活支援体制整備事業

②支え合いとふれあいの場づくりの推進

取組の方向性

○市民同士が気軽に集える地域の交流の場“サロンづくり”が様々な地区で行われ、地域の支え合いの力が高まるよう、更なる推進を図ります。

主な取組

▶ふれあい・いきいきサロン事業

◆私たちにできること

市民として

- あいさつ、声かけに加えて、ちょっとした会話をする「あいさつ+1」を実践すること。
- 買い物や登下校時等、日常にある機会を利用し、様々な年代による相互の見守りを実施すること。
- 地域の行事に積極的に参加すること。
- 隣近所で支援が必要な人の情報を共有すること。

事業所として

- 福祉施設は地域拠点の一つであるとの意識を持つこと。
- 福祉施設（職員、利用者）は地域の行事に積極的に参加すること。

地域として

- 自治会等の活動内容の充実や周知による会員の増加に努めること。
- 地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践すること。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員、社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めること。

(2) 福祉意識の向上のための取組

近所付き合いの希薄化や地域活動への参加者の減少傾向がみられることから、学校や保育所、福祉施設等と連携し、福祉教育の充実を図るとともに、ボランティアの派遣等により、地域活動の活性化を図ります。

①福祉教育の充実

取組の方向性	○思いやりの心や支え合いの意識を醸成するため、学校や保育所等と連携し、福祉教育の充実を図ります。また、福祉施設でのボランティア活動や障がい者との交流の場を提供し、福祉への理解と意欲を高めます。
主な取組	▶福祉教育推進事業：小学生（ふれあい体験講座等）
	▶福祉教育推進事業：中高生（ボランティアスクール等）
	▶おじいちゃん保父事業

②地域の福祉活動への支援

取組の方向性	○ボランティア派遣等、地域の福祉活動の支援を行い、その活性化を図ります。 ○地域のニーズに合ったボランティアの派遣を行うため、地域や関係団体等と連携し、更なるニーズの把握を行います。
主な取組	▶ボランティア派遣事業

◆私たちにできること

市民として

- まずは家庭内、そして近所へと関心を広げていくこと。
- 地域や行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加すること。
- 広報紙等に掲載されている地域活動に目を向けること。

団体等として

- 地域福祉活動の周知について、積極的に活動内容を発信すること。
- 学校や福祉の現場と連携し、福祉教育の充実を図ること。

事業所として

- 施設見学や地域交流スペースの貸出等、地域との関わりを大切にすること。

地域として

- 地域の課題や困りごと等について、住民が話し合える機会を作ること。

(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりや情報発信等によるボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア養成講座の充実をはじめ、ボランティアセンター機能の充実や地域福祉を展開する人材の確保に取り組みます。また、広く担い手を確保するため、個人や自治会、老人クラブのほか、社会福祉法人や企業等にも働きかけを行います。

① ボランティア養成講座の開催

取組の方向性	○地域における多様なニーズに対応するため、ボランティア養成講座を開催します。また、講習会修了者を実践活動に結び付けられるよう支援します。
主な取組	▶傾聴ボランティア養成事業
	▶手話ボランティア養成事業
	▶点字ボランティア養成事業
	▶音訳ボランティア養成事業

② ボランティアセンター機能の充実

取組の方向性	○市内のボランティア活動の普及推進を図るため、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進します。また、ボランティア団体が自主的に活動できるよう様々な支援を行うとともに、ボランティア活動に関する相談に応じます。 ○地域の生活課題に密着した小地域での福祉活動等、幅広い分野で行われているボランティア・市民活動を活性化するため、ボランティアセンターの連携、連絡・調整機能を更に強化します。
主な取組	▶ボランティア登録事業
	▶ボランティア団体支援事業
	▶ボランティアセンター情報共有事業

③ 地域福祉を展開する人材の確保

取組の方向性	○地域住民と社会福祉協議会をつなぎ、地域の実情に合わせた福祉活動を展開する人材の育成と全区への設置を図ります。
主な取組	▶地域福祉推進員事業

◆私たちにできること

市民として

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めること。
- ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加すること。

団体等として

- 地域の市民誰もが参加しやすい活動を目指すこと。
- 興味や関心事に合わせた活動に参加できるよう情報発信をすること。

事業所として

- 職員が持つ専門性を活かし、地域や学校で実施する福祉教育に積極的に協力すること。
- ボランティアを積極的に受け入れること。



基本目標 1 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 支え合いのコミュニティづくり	第2層協議体*設置数	4か所	7か所
	ふれあい・いきいきサロン設置数	57か所	60か所
(2) 福祉意識の向上のための取組	小学生を対象とした講座参加者数	未実施 (令和元年度13人)	15人
	中高生を対象とした講座参加者数	未実施 (令和元年度28人)	30人
	ボランティア派遣件数	26件 (令和元年度120件)	130件
(3) 福祉活動を担う人材の育成	傾聴ボランティア養成講座参加者数	3人 (令和元年度6人)	10人
	手話ボランティア養成講座参加者数	未実施 (令和元年度13人)	20人
	点字ボランティア養成講座参加者数	3人 (令和元年度5人)	10人
	音訳ボランティア養成講座参加者数 (隔年開催)	— (令和元年度2人)	10人
	社会福祉協議会登録ボランティア団体数	19団体	20団体
	地域福祉推進員設置区数	71区	133区

※第2層協議体とは、地区ごとに設置される協議体であり、地区内の課題の発掘と解決に向けた取組を推進しています。地区は日常生活圏域（5圏域）を基準とし、そのうちの二宮圏域に関しては、久下田地区、長沼地区、物部地区のそれぞれに協議体を設置することとなっています。なお、地区ごとを対象とした第2層協議体に対し、市全域を対象とした第1層協議体がありません。

基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域における多様な福祉課題に対応するためには、地域における支え合いの活動の展開とその実施主体の連携を強化する必要があります。そのため、地域福祉活動の実施主体の交流の場を設け、連携の強化を図ります。

①地区社会福祉協議会の機能充実

取組の方向性

○より身近できめ細かな地域福祉活動が展開できるよう、地区社会福祉協議会の機能の強化及び地区社会福祉協議会間の連携の強化を図ります。

主な取組

▶地区社会福祉協議会支援事業

◆私たちにできること

市民として

- 「孤立しない」、「孤立させない」ために、無理のない範囲で、お互いに見守り合うこと。
- 地域づくり事業やふれあい・いきいきサロン事業、老人クラブ活動等の地域活動に積極的に参加し、住民同士のネットワークづくりに努めること。

団体等として

- 地区社会福祉協議会等の活動を強化し、地区を範囲としたネットワークづくりに努めること。

事業所として

- 地域活動に対して場所の提供や事業所として参加する等、地域活動に参加・協力すること。

地域として

- 地域の取組や活動等を住民に向けて積極的に周知すること。

(2) 地域における福祉サービスの充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、老人給食サービス事業等の在宅福祉サービスや、住民による見守りや支え合い活動への支援等、日常生活における支援の充実が求められています。住み慣れた地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、見守り活動の充実、障がい者への支援や当事者団体への支援、生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。

①見守り活動の充実

取組の方向性	○安否確認や社会的孤立感の解消、自立生活の援助等の充実を図るため、地域の見守り拠点との連携強化とともに、地域において支援が必要な人の見守り活動を推進します。
主な取組	▶老人給食サービス事業

②生きがいづくりやふれあい活動の推進

取組の方向性	○家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等が地域で生きがいを持って生活できるよう、気軽に集える場の提供や当事者団体への支援の充実を図ります。また、参加者の増加や活動の活性化に向けた取組を実施し、高齢者等への支援を推進します。
主な取組	▶真岡市老人クラブ連合会支援事業

③要支援者への日常的な支援の充実

取組の方向性	○障がい者等要支援者の自立と社会参加を支援するサービスの提供や当事者団体への支援を充実します。また、多様なニーズに対応するため、関係機関との連携強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶真岡市こども発達支援センターひまわり園（児童発達支援事業）運営事業 ▶真岡市こども発達支援センターひまわり園（放課後等デイサービス事業）運営事業 ▶就労継続支援真岡さくら作業所運営事業 ▶地域活動支援センター運営事業 ▶さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭開催事業 ▶真岡市肢体不自由児者父母の会支援事業 ▶真岡市身体障害者福祉会支援事業 ▶真岡市母子寡婦福祉会支援事業 ▶真岡市知的障がい者育成会支援事業

④低所得世帯への支援の充実

取組の方向性	○低所得世帯が住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができるよう、各種事業の充実を図ります。
主な取組	▶愛の基金交付事業
	▶緊急食料等給付事業
	▶歳末たすけあい募金配分事業
	▶社会福祉金庫貸付事業
	▶生活福祉資金等貸付事業
	▶善意銀行運営事業
	▶自立相談支援事業
	▶家計改善支援事業

◆私たちにできること

市民として

○市や社会福祉協議会、地域にある福祉施設の取組等に関心を持つこと。

団体等として

○市や社会福祉協議会の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域に必要なサービス（インフォーマルサービス等）の創出に取り組むこと。

事業所として

○専門知識を持つ機関として、地域に開かれた事業所となるような取組も行うこと。

※インフォーマルサービスとは、家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置付けられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用されます。

(3) 包括的な支援体制の構築

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談の充実を求める声が増えています。多様化する相談に対応できるよう各種相談支援の充実を図るとともに、必要な支援へつなげられるよう関係機関等との連携を強化します。また、複雑化・複合化した支援ニーズにも対応できるよう、市が目指す包括的な支援体制を踏まえつつ、地域課題の解決力強化に努めます。

①各種相談支援の充実

取組の方向性	○気軽に相談できる相談窓口と専門性を持った相談窓口を設置し、多様化している相談に対する体制の強化を図ります。また、専門的な支援が求められる場合には、適切な機関へつなぐ等、様々なケースに対応できるよう支援体制の充実を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談支援事業所ひまわり（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）運営事業 ▶心配ごと相談事業 ▶無料法律相談事業

◆私たちにできること

市民として

- 何か困ったことがある時は、ひとりで悩まずに、周りの人等に相談すること。
- 地域の民生委員・児童委員や介護相談員等の専門員、行政等の相談窓口を把握すること。
- 早期発見、早期対応に努め、必要に応じて、行政や民生委員・児童委員、地域福祉推進員等につなぐこと。

団体等として

- 当事者団体においては、会員相互の助け合いを推進する機能と適切な機関につなぐための取組を推進すること。

事業所として

- 提供しているサービス以外の相談も受け止め、適切な機関につなげられるよう事業所間や法人間の連携に努めること。

(4) わかりやすい情報提供の充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信の充実が求められています。また、福祉サービスを安心して利用するためには、わかりやすい情報提供が求められているため、地域福祉の広報・啓発活動の充実を図るとともに、誰にでもわかりやすい情報の提供を行います。

①地域福祉の広報・啓発活動の充実

取組の方向性	○広報・啓発事業を充実させ、地域住民が求める情報の提供に加え各種事業や地域福祉活動の周知を行い、市民の福祉意識の向上と具体的活動への参加の促進を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶広報事業（ホームページ、広報紙「社協だより」発行） ▶啓発事業（真岡市社会福祉大会）

◆私たちにできること

市民として

- 行政や社会福祉協議会、地域から発行される情報紙やSNSに目を通すこと。
- 家族や近所の人と情報を共有すること。

事業所として

- 専門用語をさける等、利用者にとってわかりやすい情報の発信をすること。

地域として

- 掲示板等を有効活用し、積極的な情報発信をすること。



(5) 福祉サービスの質的向上

地域福祉推進のための財源の確保等、運営基盤の強化に取り組み、地域住民の要望等を取り入れた質の高い活動を目指します。

①運営基盤の強化

取組の方向性	○地区社会福祉協議会や社会福祉法人等による地域活動、ボランティア団体の活動を推進するために財源確保等の運営基盤の強化に取り組みます。また、社会福祉協議会会員の拡大や赤い羽根共同募金等の取組を通して、地域活動に対する関心を高め、地域のニーズを反映した質の高いサービスの提供を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶わたのみ基金運営事業 ▶社会福祉協議会会員の拡大 ▶赤い羽根共同募金事業

◆私たちにできること

市民として

- 福祉サービスや制度に興味を持ち、内容の理解を深めること。
- 社会福祉協議会会員会費や赤い羽根共同募金等に協力するとともに、その使われ方にも関心を持つこと。

事業所として

- 職員の資質や専門性の向上に努めること。
- 県や市、社会福祉協議会で実施する各種研修会等へ積極的に参加すること。
- 利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築すること。



基本目標2における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会情報交換会等実施回数	0回	2回
(2) 地域における福祉サービスの充実	老人給食受給登録者数	175人	180人
	ひまわり園(児童発達支援事業)稼働率	64.0%	70.0%
	ひまわり園(放課後等デイサービス事業)稼働率	62.0%	70.0%
	真岡さくら作業所稼働率	62.0%	70.0%
	地域活動支援センター契約者数	15人	18人
	さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭参加者数	未実施 (令和元年度10人)	10人
	歳末たすけあい募金配分金額	6,171,087円	6,200,000円
	社会福祉金庫貸付件数	23件	30件
	生活福祉資金貸付件数 (※コロナ特例貸付件数)	1件 (※2,389件)	5件
	善意銀行配分件数	124件	100件
	自立相談支援事業新規相談件数	93件	120件
	自立相談支援事業プラン作成件数	44件	50件
	家計改善支援事業プラン作成件数 (令和2年度より実施)	5件	10件
(3) 包括的な支援体制の構築	相談支援事業ひまわり契約者数	208人	210人
	心配ごと相談所相談件数	36件	50件
	無料法律相談相談件数	132件	120件
(4) わかりやすい情報提供の充実	ホームページ新着情報発信件数	109件	125件
	社協だより配布部数	29,653部	30,000部
	社会福祉大会参加者数	115人 (令和元年度205人)	275人
(5) 福祉サービスの質的向上	わたのみ基金寄附及び運用益	3,575,857円	5,000,000円
	社会福祉協議会会費総額	9,258,100円	10,000,000円
	赤い羽根共同募金総額	9,481,421円	10,000,000円

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 住み続けられる住環境の整備

在宅福祉の支援や地域広場の利用促進に取り組み、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられる住環境づくりを推進します。

① 在宅福祉の支援

取組の方向性

○各種貸出事業を充実し、障がい者等の積極的な社会参加を支援します。

主な取組

▶福祉車両及び車いす等貸出事業

② 地域広場の利用促進

取組の方向性

○地域の広場等が快適に利用できるよう、また、利用促進を図るための環境整備に努めます。

主な取組

▶ベンチ設置事業

◆ 私たちにできること

市民として

- 地域の環境美化運動に積極的に参加すること。
- 地域で困っている人がいたら、声をかけてみることに。

事業所として

- 会議室等を地域に開放し、地域の拠点として機能するよう努めること。

地域として

- 困りごと等について、相談しやすい環境づくりに努めること。
- 地域の交通環境や既存の公共施設等、危険な箇所について把握し、市等への情報提供や地域で可能な改善策に取り組むこと。
- 地域の環境美化活動を活性化すること。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

災害発生時に迅速な支援行動がとれるよう、平常時から災害ボランティアセンター運営訓練の実施や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、個人や家庭、地域、企業、各種団体等の様々な主体の協力が得られるように体制の整備を推進します。

①災害時における連携体制の強化

取組の方向性

- 災害時に円滑な支援ができるよう関係機関との連携体制を整えます。
- 災害時における近隣市町村社会福祉協議会との連携体制を確保します。

主な取組

- ▶真岡市災害ボランティア支援委員会運営事業

◆私たちにできること

市民として

- 日頃から防災・防犯の視点を持ち地域に目を向け、防災訓練等に参加すること。

事業所として

- 福祉避難所への協力等、事業所の持つ機能や職員の専門知識を活用すること。

地域として

- 様々な災害を想定して、定期的に避難訓練を実施すること。
- 地域住民が安心して使用できるように、公園等の施設の整備に取り組むこと。
- 地域の見守りや声かけ活動等、地域ぐるみでの活動を強化すること。



(3) 市民一人一人の人権の尊重

市民誰もが、本人の意思及び人格を尊重された中で、安心した生活が送れるよう権利擁護事業を推進します。

①権利擁護事業の推進

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者等の判断能力が不十分な人等が安心した生活が送れるよう、権利擁護事業の推進を図ります。 ○成年後見制度を的確に利用できるような支援を行い、利用促進を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▶日常生活自立支援事業 ▶法人後見事業 ▶成年後見サポートセンター事業

◆私たちにできること

市民として

- 相手への思いやりを持って、お互いの人権を尊重すること。
- 認知症をテーマとした講座や成年後見制度の研修に参加する等、人権に関する知識の向上に努めること。

事業所として

- 利用者及び地域住民を対象とした講座を開催する等、制度理解を推進すること。

地域として

- 権利擁護や成年後見制度等が必要な人の情報を関係機関等に提供すること。
- 虐待防止等、地域の見守り活動を強化すること。



基本目標3における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 住み続けられる住 環境の整備	福祉車両貸出件数	182件 (令和元年度236件)	250件
	車いす貸出件数	50件 (令和元年度91件)	110件
	赤い羽根ベンチ配布件数	9件	15件
(2) 安心して暮らせる 環境の整備	災害対応訓練実施回数	1回	1回
(3) 市民一人一人の人 権の尊重	日常生活自立支援事業新規契約者数	20人 * ¹	8人 * ²
	法人後見新規受任件数	3件	3件
	成年後見サポートセンター相談件数 (令和3年4月開所)	—	126件

* 1 : 令和2年度までは、真岡市及び益子町、茂木町、市貝町、芳賀町が事業の対象地域であり、そのうち真岡市の契約者は6人となります。

* 2 : 真岡市のみが対象地域となります。